

公立大学法人神戸市看護大学役員報酬規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第8号

公立大学法人神戸市看護大学役員報酬規程（2019年4月1日規程第69号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(常勤役員の報酬)</p> <p>第2条 理事長，副理事長及び常勤の理事（以下「常勤役員」という。）の報酬月額は，884,000円を超えない範囲内で理事長が定める額とする。</p> <p>2 常勤役員の報酬の支給方法については，<u>公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（平成31年4月規程第71号。以下「給与規程」という。）</u>の適用を受ける職員の例による。</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年4月規程第71号。以下「給与規程」という。）に定める指定職給料表4号級の額</u></p> <p><u>給与規程</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2023年4月1日から適用する。